公正取引委員会からの排除措置命令について

2022年10月6日 株式会社呉電子計算センター 代表取締役社長 石田直樹

当社は、広島市が発注する特定コンピュータ機器等の入札について、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2020年10月13日に公正取引委員会の立入検査を受け、その調査に全面的に協力してまいりました。

上記の件に関して、本日、公正取引委員会から独占禁止法第7条第2項の規定に基づく 排除措置命令を受けましたので下記の通りご報告いたします。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛且つ深刻に受け止め、お取引先様はじめ関係 者の皆様に多大なご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

今後は改めて法令順守と再発防止の徹底に取り組み、信頼の回復に努めてまいる所存です。 ご理解賜りますよう何卒お願い申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

広島市発注の特定コンピュータ機器等の入札において、数社間で受注予定者を決定し、その受注予定者が受注できるようにするなどの独占禁止法第 3 条に違反する行為が認められたとして、今後同様の行為が行われないように必要な措置を講じるよう命じられました。 ※なお、課徴金納付命令は受けておりません。

以 上